

独立行政法人日本学生支援機構 令和4年度

「特に優れた業績による返還免除制度」の申請から認定まで

1. 特に優れた業績による返還免除制度とは

独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）が行う「特に優れた業績による返還免除制度」は、大学院において第1種奨学金を受け、令和4年度中に貸与が終了する者（休学、辞退、退学等も含む）のうち、「当該課程における貸与期間中の業績が特に優れていると認められる者」に対し、貸与終了時に奨学金の全額または半額を免除する制度です。貸与期間が終了する年度に限り申請できます（その他の年度は不可）。

2. 申請方法

<1> 提出期限および提出先

※期限を過ぎた場合は、理由にかかわらず一切受理できませんので注意してください。

【提出期限】

令和5年2月6日（月）当日消印有効

下記の住所まで書留速達で郵送してください。

封筒の表に、「特に優れた業績による返還免除申請書類在中」と朱書きで記入してください。

（期限までに余裕のある場合は速達でなくても構いませんが、必ず配達記録の残る方法で郵送してください。）

【提出先】

美術研究科：〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2-8 東京藝術大学 美術学部教務係

音楽研究科：〒110-8714 東京都台東区上野公園1-2-8 東京藝術大学 音楽学部学生募集係

映像研究科：〒231-0005 神奈川県横浜市中区本町4-4-4 東京藝術大学 映像研究科事務室教務係

国際芸術創造研究科：〒120-0034 東京都足立区千住1-2-5-1 東京藝術大学 千住校地事務室教務係

<2> 必須！申請書を提出後、忘れずにメール送信

◇申請者は、上記の受付期間の申請書を提出後（最終日は午前0時まで）に以下の内容で syogaku@ml.geidai.ac.jp（学生課奨学係）宛に必ずメール送信してください。（自動受付ではありませんので、受付の返信はありません）

①メール件名：「特に優れた業績申請」

②所属：美術研究科・音楽研究科・映像研究科・国際芸術創造研究科

③学籍番号

④氏名とフリガナ

◇メール送信されたあなたのメールアドレス宛てに、後日、大学からの不備書類等の連絡、大学での選考結果をお送りします。（5月下旬予定）

◇令和5年3月に大学院を修了する方は、修了後は大学発行のメールアドレスは使用できなくなりますので、修了後も使用可能なアドレスから送信願います。

< 3 > 提出書類等

(注1) 受理した申請書(原本)および添付資料(業績証明書等をコピーして提出)は返却できません。

(注2) 下記①、③、④の様式(Excel・Word)は決して崩さないでください。

①「業績優秀者返還免除申請書」(A4判両面)《日本学生支援機構様式1》

◇この申請書は必ず「両面刷り」で作成してください。

◇記入例にしたがって、業績内容の説明と、該当する資料番号を記入してください。

②「業績評価書」(A4判片面)《東京藝術大学様式》

◇申請する業績の内容を1件ごとに記入してください(同シリーズ、同テーマの場合は1件にまとめる)。

◇業績が複数ある場合は、ご自身が重要と考える業績から順番に記入してってください。

③各自が提出する業績資料・証明書等(A4判片面)《様式任意》

◇提出する資料は全てA4サイズの普通紙に印刷またはコピーすること。(印画紙不可。作品がある場合は、スナップ程度の作品写真・会場写真を印刷等の上、添付すること。)

◇業績資料は、②「業績評価書」に記入した順番で作成し、上部に資料番号、業績のタイトル、資料名を記載し、下部には通し番号(ページ数)を記載すること(←業績資料の作成例を参照)。

◇資料は①～③の順に並べ、ホッチキスやクリップで止めずに提出すること。

< 4 > 対象となる業績と添付資料について

(注1) 申請できる業績は、現在、在籍している課程における3頁～5頁に記載の業績となります。(修士課程の方は、学部在籍時の業績は対象外です。博士課程の方は、修士課程在籍時の業績は対象外です。)この業績は、「東京藝術大学返還免除奨学生選考基準」第5条(8頁以降に記載)で定められた評価項目を基に記載しています。

(注2) 業績内容はすべて本学における「専攻分野に関連した業績」とし、専攻分野と無関係な活動(スポーツの競技会等)における成績については評価対象とはなりません。

(注3) 博士課程については、「博士課程の業績評価に関するガイドライン」が設けられています。ガイドライン及び各業績の説明をご確認ください。

(注4) 各業績の説明の黒枠で囲まれている記載は、日本学生支援機構の「奨学規程」の各業績の評価基準です。参考資料として掲載していますので、申請する業績を検討する際に、適宜ご参照ください。

博士課程の業績評価に関するガイドライン

博士課程において、業績の種類「学位論文その他の研究論文」が下記の(1)～(5)のいずれかに該当する場合、業績優秀者とする。(※1)

なお、返還免除内定者である場合、及び、業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」あるいは「スポーツの競技会における成績」において、国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績(入賞)等を収めている場合(※2)は、下記の(1)～(5)のいずれにも該当しない場合でも業績優秀者とすることができる。

記

(1) 学位論文の教授会での高い(平均水準以上)評価

(注) 合否判定だけでなく、大学による評価が必要。学位論文受理中を含む。

(2) 査読付き学術雑誌への原著論文掲載

(注) 共著（筆頭者以外）も含み、掲載決定（予定）も含む。

(3) 論文及び学会での発表に対する表彰又は受賞

(注) 共著（筆頭者以外）も含み、機構以外の給付奨学金の獲得や外部資金の獲得を含む。学会での発表にはポスター発表も含む。

(4) 日本学術振興会の特別研究員に採用され奨学金貸与を辞退した場合、または、これと同等な民間財団等が公募している競争的資金を獲得することにより奨学金を辞退することとなった場合、上記(1)～(3)に準じる実績

(5) 研究領域の特性により前記(1)～(3)の実績を挙げるのに時間を要することなどから、同じ研究領域の博士課程学生のうち概ね半数以上が在学中に当該実績を挙げられない場合は、当該実績に準じる実績

(注) 大学が作成する事情書を要し、日本学生支援機構の業績優秀者奨学金返還免除認定委員会（以下、「本機構の認定委員会」という。）に諮るものとする。

(※1) 平成30年度以前に奨学生に採用された者については、「学位論文その他の研究論文」以外の業績において上記(1)～(3)と同水準の実績が認められる場合も業績優秀者とする。

(※2) 業績の種類「スポーツの競技会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、本人がコーチやトレーナーなどの場合において指導した者やチームが国際的レベルや全国的レベルの大会での入賞を含めるものとし、東日本大会・関東大会など（各都道府県大会は除く）は全国的レベルの大会に含めるものとする。

業績の種類「音楽、演劇、美術その他芸術の発表会における成績」における国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等には、公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル（3回以上）及び芸術評論等（学外の刊行物への掲載3回以上）を原則的に含めるものとする。ただし、本機構の認定委員会に諮るものとする。

(1) 学位論文その他の研究論文 ※博士課程の学生は、★印の赤字の注意書きも参照すること。

学位論文の教授会での高い評価、関連した研究内容の学会での発表、学術雑誌への掲載または表彰等、当該論文の内容が特に優れていると認められること。

イ 博士論文（研究作品又は研究演奏を含む）★博士学生は「ガイドライン」(1)を参照

[提出資料]

①論文要旨（必須）

②研究作品の場合（必須）：作品の写真（1枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁

③研究演奏の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁

ロ 修士論文

(注) この業績は、修士論文のみの申請となります。修士作品・修士演奏は、下記(2)「大学院設置基準第16条に定める特定の課題」で申請してください。

[提出資料]

論文要旨（必須）

ハ 学会発表、学術雑誌への掲載等の研究論文 ★博士学生は「ガイドライン」(2)(3)を参照

[提出資料]

①発表誌等の表紙および自己氏名が記載された掲載頁（必須）

②賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

ニ その他の研究論文 ★博士学生は「ガイドライン」(4)(5)を参照

[提出資料]

①発表誌等の表紙および自己氏名が記載された掲載頁（必須）

②賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

（２）大学院設置基準第１６条に定める特定の課題についての研究の成果

（→大学院設置基準１６条については、９頁に關係箇所を記載）

特定の課題についての研究の成果の審査及び試験の結果が教授会等で特に優れていると認められること。

イ 修士課程における修了作品

[提出資料]

作品の写真（１枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

ロ 修士課程における修了演奏

[提出資料]

プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

（３）授業科目の成績

講義・演習等の成果として、優れた専門的知識や研究能力を修得したと教授会等で高く評価され、特に優秀な成績を挙げたと認められること。

イ 博士リサイタル

[提出資料]

プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）

ロ その他の授業科目の成績

★博士学生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

[提出資料]

その他の授業科目の成績を示す資料（必須）※本学の成績証明書は不要です。

（４）音楽、演劇、美術その他の発表会における成績

★博士学生は「国際的レベル・全国的レベルでの顕著な成績（入賞）等を収めている※」とみなせる実績を申請すること。

※公募展での入選（賞）、給付奨学金の獲得、個展又はリサイタル（３回以上）、芸術評論等（学外の刊行物への掲載３回以上）を原則的に含める。

教育研究活動の成果として、専攻分野に関連した国内外における発表会等で高い評価を受ける等、特に優れた業績を挙げたと認められること。

イ 美術展、コンペティション、コンクール等の公的発表会の成績

[提出資料]

- ① 作品の場合（必須）：作品の写真（１枚程度）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁、
- ② 演奏、コンペティション等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③ 成績が確認できる資料（必須）：賞状 または 入賞者や順位が記載された公的な資料等

ロ 個展、音楽会等の個人発表会の成績

[提出資料]

- ①作品の場合（必須）：作品の写真（１枚）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ②音楽会等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

ハ その他の発表会における成績

[提出資料]

- ①作品の場合（必須）：作品の写真（1枚）および図録等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ②音楽会等の場合（必須）：プログラム等の表紙、自己氏名掲載の頁
- ③賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

(5) 著書、データベースその他の著作物（1号に掲げるものを除く。）

★博士学生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

専攻分野に関連した著書、データベースその他の著作物等（(1)に掲げる論文等を除く）が、社会的に高い評価を受けるなど、特に優れた活動実績として評価されること。

- イ 著書
- ロ データベース
- ハ その他の著作物

[提出資料]

- ①著書、データベース、その他の著作物の表紙、自己氏名掲載の頁（必須）
- ②賞状、書評、記事等、第三者の評価（任意）

(6) 研究又は教育に係る補助業務の実績

★博士学生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

リサーチアシスタント、ティーチングアシスタント等による補助業務により、学内外での教育研究活動に大きく貢献し、かつ特に優れた業績を挙げたと認められるもの

- イ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの補助業務

[提出資料]

- 各部局庶務係が発行する「在職証明書」（必須・自分で入手）
- ※証明書の発行に1週間程度要するので、事前に依頼しておくこと。

- ロ その他の研究又は教育に係る補助業務の実績

[提出資料]

- 関係機関が発行する「在職証明書」（必須・自分で入手）

(7) 発明

★博士学生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

特許・実用新案等が優れた発明・発見として高い評価を得ていると認められること。

- イ 特許、実用新案等
- ロ その他の発明

[提出資料]

- 特許、実用新案、発明等の証明書等（必須）

(8) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績

★博士学生は「ガイドライン」(1)～(3)と同水準とみなせる実績を申請すること。

教育研究活動の成果として、専攻分野に関連したボランティア活動等が社会的に高い評価を受ける等、公益の増進に寄与した研究業績であると評価されること。

[提出資料]

- 活動を示す自己氏名が記載された証明書、印刷物、記事等（申請者本人が参加したことが分かるもの）（必須）

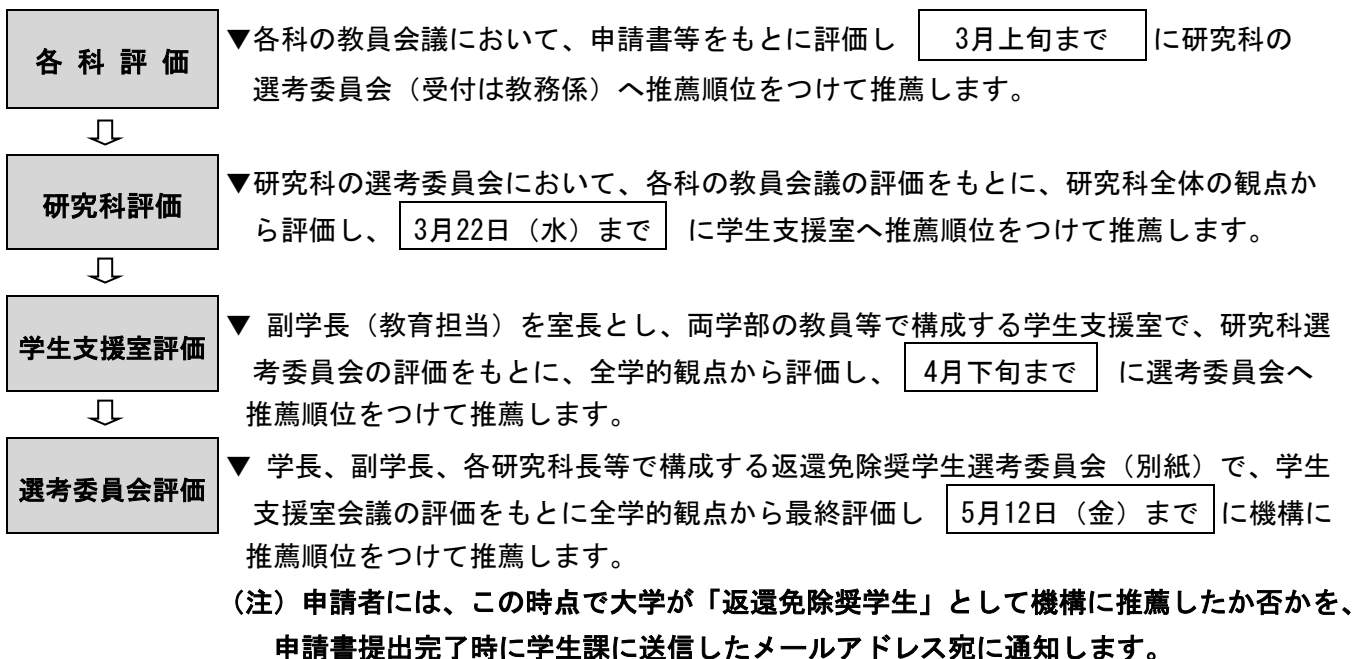
3. 業績の評価および推薦

申請者から提出された申請書等をもとに「東京藝術大学返還免除奨学生選考基準」により学内で各種委員会等の段階的な評価を経て選考し、機構に推薦順位をつけて推薦します。

<1>業績の評価（申請された業績は、下記の4段階により総合評価します）

特に優れた業績	優れた業績	良好な業績	前記以下の業績
100点～90点	89点～80点	79点～70点	69点以下

<2>選考および推薦の流れ



4. 返還免除者の認定

大学から推薦した返還免除奨学生の認定は、独立行政法人日本学生支援機構の認定委員会の議を経て、7月下旬（予定）に決定され、同機構から直接あなた宛にその結果が通知されます。

5. 新型コロナウイルス感染症に係る申請期間の延長について

令和4年度の返還免除制度の申請を希望していた者で、新型コロナウイルス感染症の影響（※1）による研究計画の遅延等のため、貸与期間中に業績を挙げるができなかった場合（※2）は、特例として、業績を挙げる期限を1年間猶予し、令和5年度の免除申請を可能とします（※3）。また、昨年度の特例措置により「令和3年度業績優秀者返還免除申請期間延長届」を提出した者については、貸与終了月を1年先送りしていますが、この間引き続き、上記の理由により業績を挙げるができなかった場合は、特例として、さらに1年を限度に貸与期間の延長が認められ、令和5年度の免除申請を可能とします（※4）。

申請期間の延長を希望する場合は、以下の通り手続きをして下さい。

- ※1 コロナ以外の理由による延長はできません。
- ※2 今年度で課程を修了する場合は対象となりません。
- ※3 1年を限度に貸与期間延長及び貸与期間中の休止（延長期間中は休止として奨学金の貸与はありません）を認め、貸与修了月を1年を限度に先送りすることになります。
- ※4 令和2年度に申請期間の延長を行い、更に令和3年度も延長を行った場合は対象となりません。今年度返還免除の申請を行ってください。

<1> 学生課に事前相談のメールを送信

延長希望者は、**令和5年1月5日（木）【期限厳守】**までに、下記の4項目を学生課奨学係宛にメールで送信願います。

①学籍番号 ②氏名 ③延長理由（具体的に） ④修了予定年月

メール送信先：syogaku@ml.geidai.ac.jp（学生課奨学係）

<2> 延長希望者が大学に提出する書類

延長が認められると判断された方には、「令和4年度 業績優秀者返還免除申請期間延長届」（様式3）を学生課よりメールで送付しますので、期限までに学生課奨学係にメール添付にて提出してください。（提出先は教務係ではないので注意！）

延長理由として認められない場合は、今年度の期限までに返還免除の申請をしていただく必要があります。

【提出期限】

令和5年1月16日（月）【期限厳守】

【提出先】

学生課奨学係 syogaku@ml.geidai.ac.jp（学生課奨学係）

申請内容等、ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

美術学部教務係 bijutsu.kyomu@ml.geidai.ac.jp
音楽学部学生募集係 music.admissions@ml.geidai.ac.jp
映像研究科事務室教務係 eizo.kyomu@ml.geidai.ac.jp
千住校地事務室教務係 kyomu.senju@ml.geidai.ac.jp
学生課奨学係 syogaku@ml.geidai.ac.jp

○東京藝術大学返還免除奨学生選考基準

平成 17 年 2 月 17 日

返還免除選考委員会決定

改正 平成 20 年 3 月 27 日 平成 25 年 10 月 24 日
平成 31 年 3 月 19 日 平成 31 年 4 月 18 日
令和 3 年 5 月 18 日

(目的)

第 1 条 この基準は、独立行政法人日本学生支援機構（以下「機構」という。）に対して各年度に推薦する第一種奨学金返還免除候補者（以下「免除候補者」という。）及び返還免除の内定候補者（以下「内定候補者」という。）の選考に関し、選考基準及び選考手続き等を定めることを目的とする。

(推薦対象者)

第 2 条 免除候補者の推薦対象者は、本学大学院において機構の第一種奨学金の貸与を受けている学生（以下「奨学生」という。）で、当該年度中に貸与期間が終了することになる者のうち、在学中に特に優れた業績を挙げた者とする。

2 内定候補者の推薦対象者は、当該年度中に大学院博士後期課程に進学した奨学生のうち、特に優れた業績を挙げた者又は博士後期課程における貸与期間中に免除候補者として特に優れた業績を挙げる見込みがある者とする。

3 前項の規定にかかわらず、過去に内定候補者として推薦された者については、原則として内定候補者の推薦対象者から除くものとする。

(選考手続き)

第 3 条 免除候補者又は内定候補者として推薦を受けようとする奨学生は、所定の書類により所属する研究科長に申請するものとする。

2 各研究科長は、申請者のうちから免除候補者又は内定候補者を選考して順位を付し、東京藝術大学返還免除奨学生選考委員会（以下「委員会」という。）に推薦するものとする。

3 委員会は、前項の推薦を受けた者のうちから免除候補者又は内定候補者を選考して順位を付し、学長が機構に推薦するものとする。

(選考方法)

第 4 条 前条第 2 項及び第 3 項の選考にあたっては、機構が定める貸与奨学規程第 47 条第 3 項及び第 4 項に規定する評価基準及び次条に定める評価によるものとする。

(評価)

第 5 条 免除候補者の評価項目は、次の各号に掲げるものとし、本学の大学院における教育研究活動等に関する業績又は専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績ごとに評価するものとする。

(1) 学位論文その他の研究論文

- イ 博士論文（研究作品又は研究演奏を含む）
- ロ 修士論文
- ハ 学会発表、学術雑誌への掲載等の研究論文
- ニ その他の研究論文

(2) 大学院設置基準第 16 条に定める特定の課題についての研究の成果

- イ 修士課程における修了作品
- ロ 修士課程における修了演奏

- ハ 修士課程における特定課題研究
 - (3) 授業科目の成績
 - イ 博士リサイタル
 - ロ その他の授業科目の成績
 - (4) 音楽、演劇、美術その他の発表会における成績
 - イ 美術展、コンペティション、コンクール等の公的発表会の成績
 - ロ 個展、音楽会等の個人発表会の成績
 - ハ その他の発表会における成績
 - (5) 著書、データベースその他の著作物（1号に掲げるものを除く。）
 - イ 著書
 - ロ データベース
 - ハ その他の著作物
 - (6) 研究又は教育に係る補助業務の実績
 - イ ティーチングアシスタント、リサーチアシスタントの補助業務
 - ロ その他の研究又は教育に係る補助業務の実績
 - (7) 発明
 - イ 特許、実用新案等
 - ロ その他の発明
 - (8) ボランティア活動その他の社会貢献活動の実績
- 2 内定候補者の評価項目は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 大学院博士後期課程入学試験の結果
 - (2) 大学院修士課程の成績
 - (3) 大学院修士課程の研究科長からの推薦
 - (4) 前項に定める免除候補者の評価項目
- 3 業績の評価は、免除候補者は前々項の評価項目を、内定候補者は前項の評価項目を総合して評価するものとし、下表の評価区分により評価点をつけるものとする。

評価区分	評価点
特に優れた業績	100点～90点
優れた業績	89点～80点
良好な業績	79点～70点
前記以下の業績	69点以下

- 4 免除候補者又は内定候補者の推薦順位は、それぞれ評価点の高い者から順に付すものとする。

(内定者の取消)

第6条 学長が内定候補者として推薦した者のうち、機構が返還免除予定者として内定した者で、貸与期間終了年度に免除候補者として推薦されるまでの者（以下「内定者」という。）が、貸与期間中に奨学金の交付に係る停止又は廃止の処置を受けた場合は、内定者の身分を取り消す。

- 2 内定者が、修業年限内で課程を修了できなくなった場合は、内定者の身分を取り消す。ただし、休学（留学を理由とする場合に限る）に伴って修了期が延長した場合を除く。

附 則

この基準は、平成 17 年 2 月 17 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この基準は、平成 25 年 10 月 24 日から施行し、平成 25 年 7 月 18 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 3 月 19 日から施行し、平成 31 年 1 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、平成 31 年 4 月 18 日から施行し、平成 31 年 2 月 1 日から適用する。

附 則

この基準は、令和 3 年 5 月 18 日から施行する。

大学院設置基準(該当部分の抜粋)

第六章 課程の修了要件等

(修士課程の修了要件)

第十六条 修士課程の修了の要件は、大学院に二年(二年以外の標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、当該大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の前期の課程の取扱い)

第十六条の二 第四条第四項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前条に規定する大学院の行う修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、大学院が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- 一 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- 二 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該前期の課程において修得すべきものについての審査

※注意事項

1. 上記基準 第十六条 は、2～4頁に記載の「対象となる業績」のうち、「(2)大学院設置基準第16条に定める特定の課題についての研究の成果」に関する規定です。
2. 上記基準 第十六条の二 については、現時点では本学に制度がありませんので、該当者はいません。